

律令国家

律令国家は、律令を国家の基本法として形づくられた国家である。いうまでもなく、律令は中国で発達した法体系で、日本はそれを継受した。大化改新で整えられた中央・地方の組織は、律令で再編されてその姿を大きく変えた。また、^{かんり}官吏（役人）の位階・官職は細かく分けられ、貴族（位階が5位以上の者）も登場した。

○律令国家の様相—文武天皇の代

●律令国家の成立

663年、ヤマト政権は⁽¹⁾ _____ で大敗した。

→ 対外防衛とともに、支配体制の再編強化を急いだ。

⇒⁽²⁾ _____ の律令に倣い、法体系を整えていった。

◇ ^{りつ}律…刑法のこと / ^{れい}令…行政法・民法などのこと

天智天皇の御代 668年、⁽³⁾ _____ ^{へんさん}編纂

持統天皇の御代 689年、⁽⁴⁾ _____ 施行

◇ 律よりも組織・税制に関する令を優先

↓ 文武天皇の即位後（697年～）

701年、総裁⁽⁵⁾ _____ ・中臣鎌足の子⁽⁶⁾ _____ らが、

⁽⁷⁾ _____ を編纂した。

⇒ 律と令がそろい、国家の骨組みができあがった。

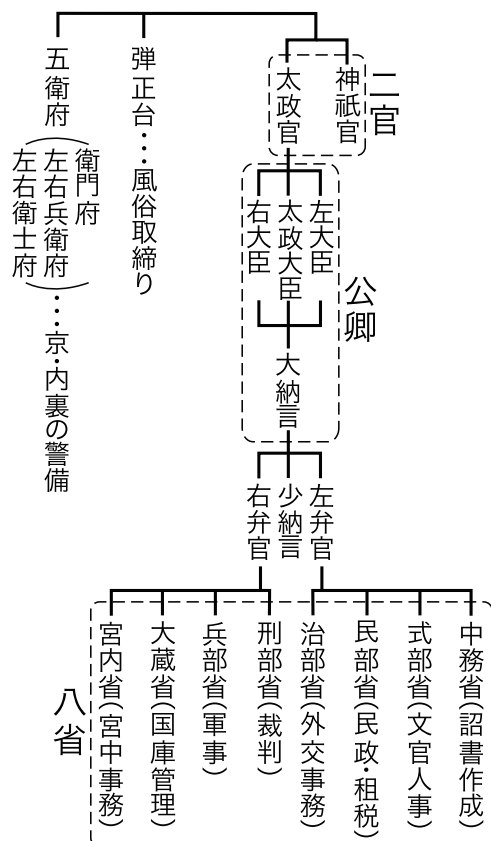


藤原不比等（659～720年）

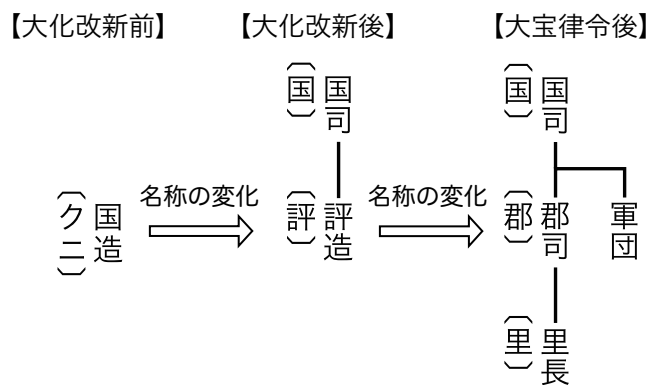
中臣鎌足が「藤原」の氏を賜与されると、子の不比等も藤原氏を使用した。律令編纂で頭角を現し、後に養老律令の編纂も手がけた。『竹取物語』に不比等をモデルとする「^{くももち}軍持皇子」が登場する。

●律令による組織再編

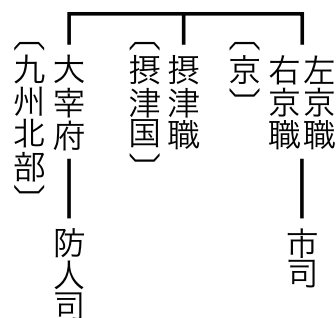
<中央の組織>



<諸国の組織> * () 内は行政区画



<重要地域の組織>



●行政区画（国郡里）

中央から⁽⁸⁾ _____ が国ごとに派遣され、⁽⁹⁾ _____ を拠点に国を管理した。

→各国の下には⁽¹⁰⁾ _____ が置かれ、在地の元国造の層が⁽¹¹⁾ _____ に任じられ、
郡家を拠点に（10）を管理した。

⇒（10）の下には⁽¹²⁾ _____（後に⁽¹³⁾ _____ と改称）が置かれ、⁽¹⁴⁾ _____ が管理した。

◇（8）…定員6人で任期あり（6年）の役職

◇（11）…任期なしで世襲^{せしゅう}される役職

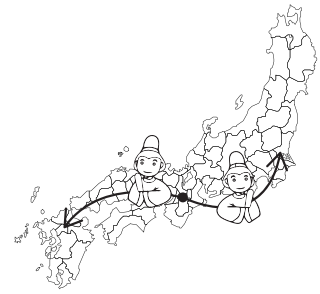


図1 国司の派遣

●広域の行政区画（畿内七道）

京の周辺5カ国は⁽¹⁵⁾ _____、それ以外の国は⁽¹⁶⁾ _____ にまとめられた。

◇（16）…行政区画の名称であるとともに、中央と地方を結ぶ幹線道路の名称

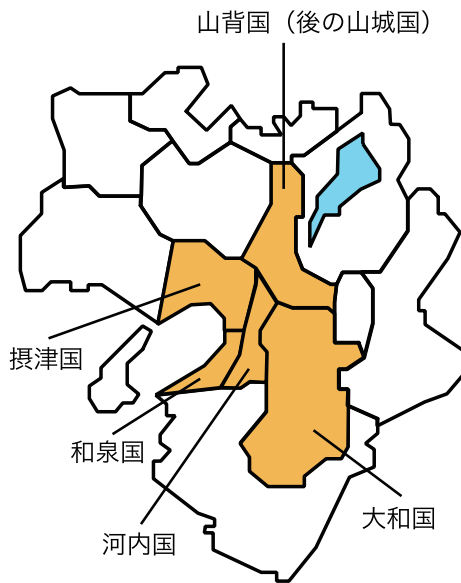


図2 畿内

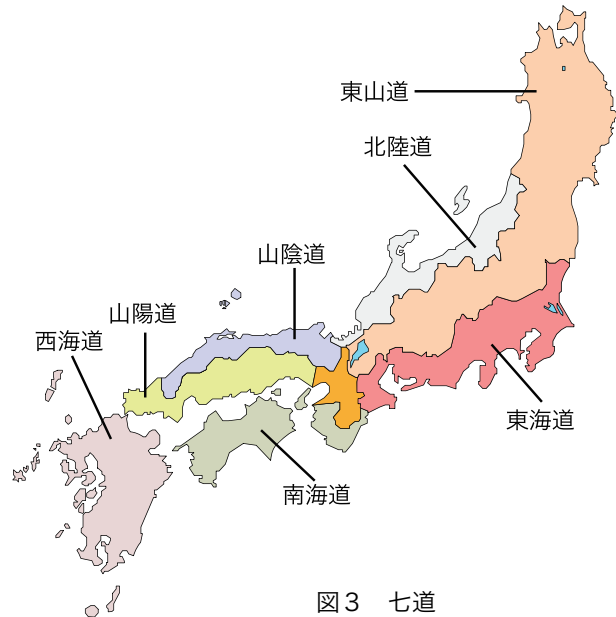


図3 七道

●位階と官職

大宝律令により、一位からはじまる計30の位階が設けられた。

↓
貴族（五位以上の者）には、俸禄の支給や税の免除の他に、
その位階に応じて子孫に一定の位階が与えられる特権⁽¹⁷⁾ _____ があった。

⇒五位以上なら子に、三位以上なら孫にまで一定の位階が与えられた。

↓
これら位階で任命する官職を定めた官位相当制も設けられた。

◇⁽¹⁸⁾ _____ …同じ官職（国司など）でも4段階の上下階級を設定

⇒例えば国司なら、上から「守・介・掾・目」の4階級

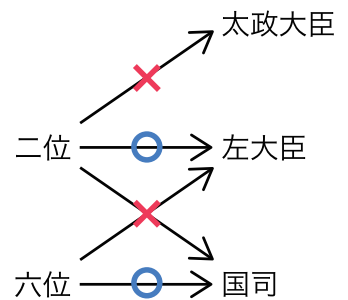


図4 官位相当制

●司法制度

五刑（笞・杖・徒・流・死）という刑罰と、

⁽¹⁹⁾ _____（謀反・悪逆など）という8つの重罪が定められた。

⇒貴族には、軽い罪であれば免職・代償で済む特権があったが、

国家や天皇に対する犯罪（19）は貴族といえども減刑を許されなかった。